

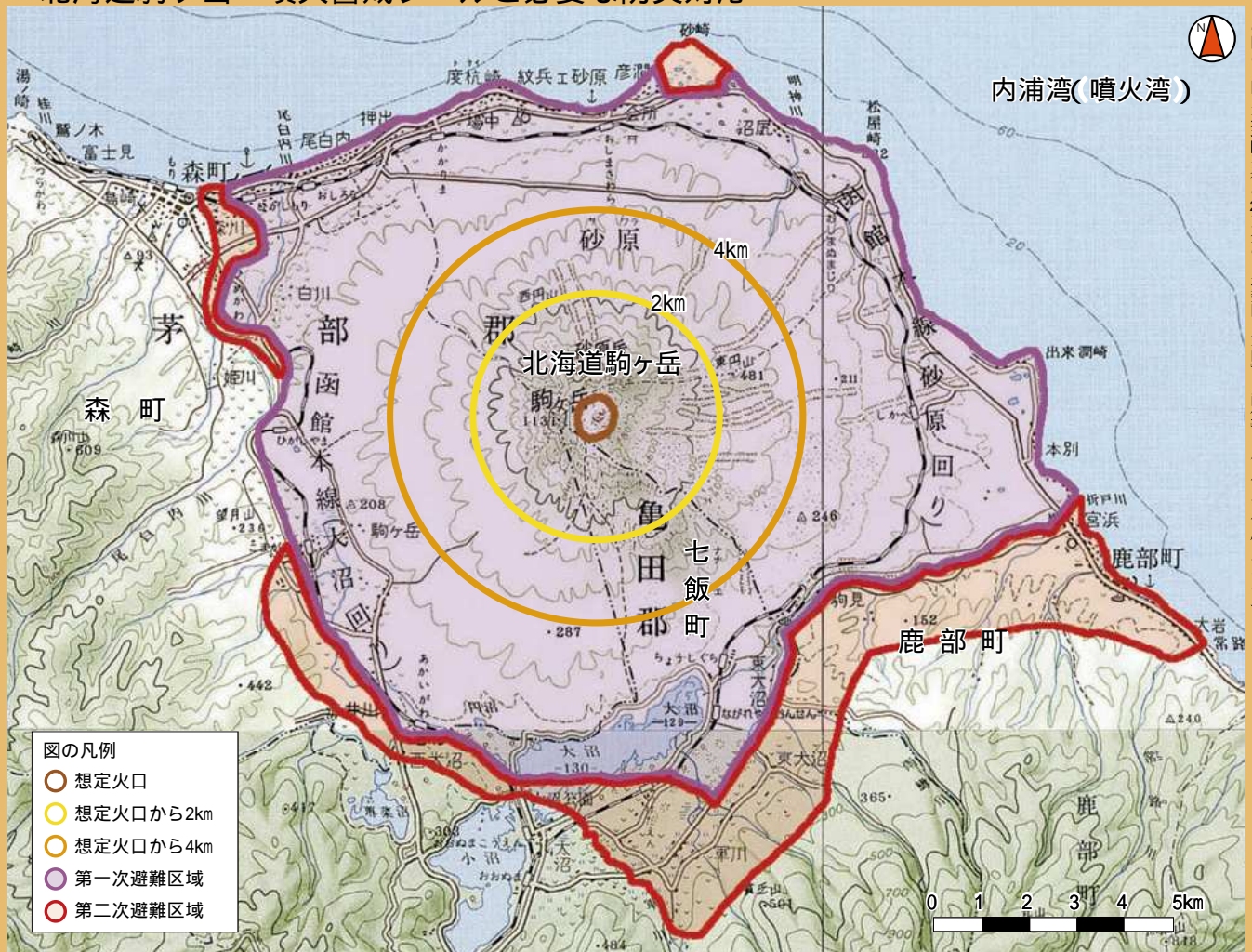
北海道駒ヶ岳の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

北海道駒ヶ岳 噴火警戒レベルと必要な防災対応



この図は、国土地理院発行の20万分の1地勢図「室蘭」「函館」を使用して作成しています。

警報・予報	噴火警戒レベル(キーワード)	必要な防災対応
噴火警報	5 (避難)	居住地域で避難(状況に応じて、第一次避難区域の避難、第二次避難区域の避難、第三次避難区域の避難を実施) 第三次避難区域は、大噴火が発生した際に上空の風向きに応じて、第二次避難区域のさらに風下側に設定される。
	4 (避難準備)	居住地域で避難準備
火口周辺警報	3 (入山規制)	状況に応じ、入山の規制
	2 (火口周辺規制)	状況に応じ、火口周辺への立入規制
噴火予報	1 (活火山であることに留意)	状況に応じ、火口内や火口近傍への立入規制

この噴火警戒レベルは、地元自治体と調整して作成したものです。

なお、北海道駒ヶ岳では現在火口周辺4km以内の立入規制(入山規制)が行われています。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

札幌管区気象台
TEL:011-611-2421
函館地方気象台
TEL:0138-46-2211

地域火山監視・警報センター
<http://www.jma-net.go.jp/sapporo/>
<http://www.jma-net.go.jp/hakodate-c/>

北海道駒ヶ岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれぞれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	大噴火が発生し、火砕流が居住地域に到達、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積。 昭和4年の大噴火(1929年)の事例 1929年6月17日10時頃～24時頃：大噴火、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積、火砕流が山麓(火口から最大8km程度)まで到達 顕著な地殻変動等により、大噴火の発生が切迫している。 過去事例 観測事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者等の避難等が必要。	小噴火が長時間継続または断続的に発生、あるいは火山性微動の増大等により大噴火の発生が予想される。 昭和4年の大噴火(1929年)の事例 1929年6月17日未明：小噴火が断続的に発生
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者等の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	小噴火が発生し、山頂火口原内に大きな噴石が飛散。 昭和4年の大噴火(1929年)の事例 1929年6月17日00時30分頃：最初の小噴火 その他の過去事例 2000年9月～11月：小噴火、大きな噴石が山頂火口原内に飛散 1998年10月25日：小噴火、大きな噴石が山頂火口原内に飛散 1996年3月5日：小噴火、大きな噴石が山頂火口原内に飛散 火山性微動発生、地震活動や熱活動の活発化等により、小噴火の発生が切迫している。 過去事例 2000年7月19日～21日、8月7日～9日：噴煙活動の活発化
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	地震活動や熱活動の高まり等により、小噴火の発生が予想される。 過去事例 1990年4月3日、6日～7日：火山性地震多発、火山性微動発生 1983年6月13日：連発型の地震発生
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) 大噴火とは、噴煙が1万m以上上がり、火砕流が居住地域まで到達し、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積するような噴火である。

注3) 小噴火とは、噴煙が数百mまで上がり、大きな噴石が山頂火口原内に飛散するような噴火である。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。